

最低賃金について

相談内容

最低賃金についての問い合わせ先を教えてほしい。

対応

問い合わせを受けた山口行政監視行政相談センターでは、最寄りの労働基準監督署または山口労働局賃金室に問い合わせせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。

最低賃金には、各都道府県につづつ定められた地域別最低賃金と特定の産業に従事する労働者を対象に定められた特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金は、産業や職種の区別なく、各都道府県の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されるものです。

特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金で、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業（鉄鋼業、百貨店など）について設定されています。

なお、地域別と特定の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会において議論の上、都道府県労働局長が決定しており、山口県の地域別最低賃金は、2023（令和5）年10月1日時点で1時間当たり928円に設定されています。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。このため、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合は罰則も定められています。

最低賃金法に違反する例として、日給や月給で支払っている賃金を時間額に換算して比較していなかった例などがありますので、ご注意ください。

詳細や不明な点は、最寄りの労働基準監督署または山口労働局賃金室にお問い合わせください。

（令和5年12月27日 山口新聞に掲載）